

有害図書データベースの試作と有害図書の分析

木川田朱美（筑波大学大学院図書館情報メディア研究科：akemi@slis.tsukuba.ac.jp）

吉田光男（筑波大学大学院システム情報工学研究科：ceekz@mibel.cs.tsukuba.ac.jp）

辻慶太（筑波大学大学院図書館情報メディア研究科：keita@slis.tsukuba.ac.jp）

要旨：本稿では、各都道府県が青少年保護育成に関する条例により図書類を有害図書類として指定する、いわゆる有害図書規制に関して、指定された図書に関する情報が散逸している問題について指摘する。その問題を解決し、規制の実態や有効性を明らかにするための量的調査を容易にするために、各都道府県が指定した有害図書等に関する情報を収録したデータベースを提案し試作する。

1. はじめに

近年、青少年保護育成に関する条例を改正することなどによって、出版物に対する規制を強化する動きが各地で見られる。青少年の健全な育成や青少年の非行防止を目的とし、性描写や暴力描写、犯罪や自殺を教唆する可能性のあるとされる出版物を、「有害図書（不健全図書）」に指定する、いわゆる有害図書規制は、1950年に岡山県で採用されてから現在に至るまで、長野県を除く46の都道府県で採用され、運用されている。

このように有害図書規制は全国規模で行われているにもかかわらず、全国の運用実態を明らかにした研究はない。有害図書規制には、大きく3つの問題がある。すなわち、(1) 憲法が保障する表現の自由と対立している点、(2) 青少年の健全な育成に対する有効性に疑問が残る点、(3) 規制の実行・徹底が困難であるという点の3点である。(1)は、有害図書規制が憲法や世界人権宣言が保障する表現の自由および知る権利と対立しているという問題である。(2)は、青少年の有害図書との接触を抑えても非行が減少したといった効果が見られないこと、有害図書の多くを占めるポルノと性暴力、性犯罪の間に関連性があるという主張には科学的・実証的な根拠がない[1][2]ことなどである。(3)は、出版物は非常に大量であり、それらが有害図書に該当するかどうか精査することが難しいこと、各都道府県で指定して、販売規制を行ったところで、万人がアクセスできるイン

ターネット書店では特に販売規制が行われていない場合が多いなどといったことである。さらに、大量の出版物に、人手を介さず有害図書規制をかけることを目的とし、審議会の諮問答申を経ず一定の基準を満たすものを有害図書類とみなす包括指定制度[3]があるが、包括指定制度は、結局のところ個別審査を書店や出版社に委ねるものであり、適用される出版物をそれと気づかずに売買させてしまう可能性がある。

このように有害図書指定は、その有効性が明らかにされていないため、制度の是非を問う動きが活発となっている。条例の運用状況を監視し、有害図書規制の是非を再検証することが今後必要であり続けると考えられる。しかしながら、各都道府県の有害図書指定状況に関する情報は散逸しており、全国的な調査を行う土台は整っていない。

そこで、本研究では現存の有害図書リストを調査し、全国で個別指定された有害図書に関するデータベースを試作し、有害図書規制の概況を示す。全国の有害図書を網羅したデータベースを作ることにより、さまざまな量的調査が可能になる。例えば、最も厳しくかつ大量に有害図書を指定している県とそうでない県の間で性犯罪率に差があるか検証することで、有害図書指定の有効性を調査することができる。また、指定される有害図書が県によって大きく違うといったことがあれば、指定の仕方は恣意的であり、客観的基準に基づいて指定しているわけではないと推定できる。有害図書規制について

これまでなされてこなかった調査を可能にするという点で、データベースを作ることは有用である。今回はまず、スタートアップとして2006年1月から2009年12月までの有害図書に関する情報を収集し、その間の運用状況を明らかにしようと試みた。

2. 関連研究

有害図書規制の概要や歴史は安光(2001)、橋本(2002)に詳しい[4][5]。安光(2002)は、有害図書規制に関して山口県において個別指定された有害図書の種類と件数を調査し、包括指定の問題点を論じた[6]。また、安光(2006)では、完全自殺マニュアルの公共図書館における提供の実態を明らかにした[7]。しかし、山口県以外の都道府県や全国の状況、および、『完全自殺マニュアル』以外の図書館における提供状況を調査した研究はほとんど存在しない。データベースを作成することで、都道府県別の有害図書規制の状況を精査することや、全国の状況を調査することが可能になると考えられる。

3. 有害図書指定情報の公開状況

有害図書指定に関する情報は、主に次の3つの媒体により公開される。

- (1) 都道府県公報
 - (2) 都道府県の Web サイト
 - (3) 『都道府県条例による有害指定一覧表』
- 以下、これらについて公開状況を詳述する。

(1) 都道府県公報

都道府県が、公報によって有害図書を公示した時点で、当該図書への規制が開始される。公報の内容をまとめた資料などは存在しないため、各都道府県で規制された有害図書について調査する必要がある。これまでの都道府県公報をさかのぼって参照する必要がある。それらの入手可能性は、都道府県の Web 活用の普及に伴い高くなってきてはいる。だが Web で公開される公報は近年のものが多く、有害図書規制が初めて行われた当時にまで遡って公開するケースは少ない。例えば、2010年現在、茨城県と大阪府は、それまで発行した公報をほぼ全

て Web 上で公開しているが、そのほかの都道府県が Web に公開する公報は、直近3ヶ月～10年分程度の公報を Web 上で公開しているものに限られている。それより古い公報は、国立国会図書館もしくは各県が紙媒体で保存しているのみである。

(2) 各都道府県の Web サイト

指定した有害図書を Web 上に公開している都道府県もある。筆者らが調べたところその数は16である。条例制定当初からの有害図書を全て公開している都道府県はなく、16都道府県全てが直近3～10年程度の指定図書のみを公開していた。詳細を表2に示す。

各都道府県の担当者に有害図書リストを作成しているか尋ね、あわせて開示を求めたところ、条例制定当初から現在までの有害図書を網羅したリストを作成してあり、提供があったのは東京都のみ、一部リストしか作成しておらず、そのみの提供があったのは18府県であった。東京都以外の道府県では、必要に応じて公報を参照しているようである。なお、長野県は県で有害図書規制を行っていないため対象から除外した。

(3) 『都道府県条例による有害指定一覧表』

内閣府は、全国の有害図書指定状況に関してまとめた冊子である『都道府県条例による有害指定一覧表』を、年刊、あるいは半年刊、3ヶ月刊で作成している。しかし、その一覧表は国立国会図書館で所蔵していない。Webcat Plusで検索したところ、大学図書館でも所蔵していないことがわかった。さらに、発行元である内閣府でも、1970年から2010年までに作成した一覧表のうち半分程度を紛失しており、かなり散逸している。内閣府では電子データを所持しておらず、電子データが存在しないという点で、一般の入手可能性も非常に低い。また、各都道府県の公示の日付が記載されておらず、再検証可能性が保証できない。実際、掲載データに重複などの間違いも確認している[8]。そのため、『都道府県条例による有害指定一覧表』をそのまま研究用途で利用することは難しい。一般の入手可能性が高く、かつ完全な有害図書の一覧

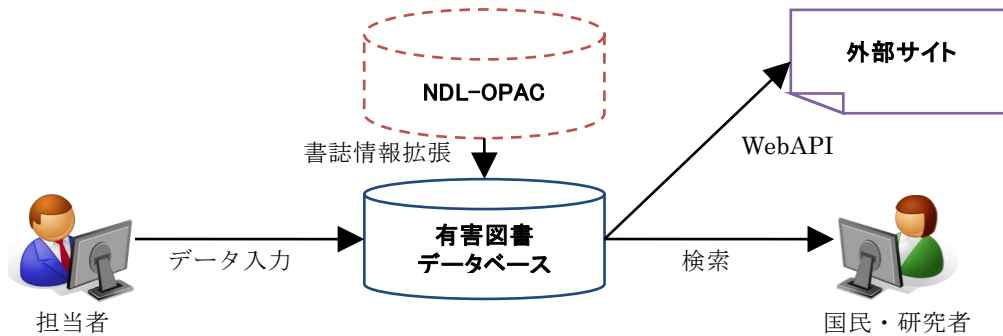


図1：「有害図書データベース」と外部連携に関する概念図

の作成は未だ行われていない。

4. データベースの概要

図1に、本研究において構築した「有害図書データベース」と外部連携に関する概念図を示す。登録したデータは、インターネットを通じて広く公開される。ブラウザを介して検索できるようにすることで、有害図書指定状況を国民に周知するほか、WebAPIを整備することで外部サイトとの連携を容易にする。WebAPIの提供により、インターネット書店が未成年者に有害図書を販売することの防止も期待できる。

本データベースは、図書を特定できる識別子（書誌IDやISBN）を持ち、著者などに関する情報は、必要に応じて外部データベース（NDL-OPACなど）から入手する。今後はさらに、自治体に対してもデータの入力を促し、官学連携によるデータベース運営を目指す。

4.1 データ

データベースに収録した2006年1月から2009年12月までの有害図書データは、(1)各都道府県から提供があった有害図書リスト、(2)都道府県公報、(3)『都道府県条例による有害指定一覧表』に基づく。有害図書の書誌情報、指定県、指定日付、指定種別：個別・包括などを収録した。

4.2 有害図書の量

2006年1月から2009年12月までに個別指定された有害図書は6,985冊（延べ9,620冊）である。詳細は表1に示す（括弧内は延べ数）。

表1：2006-2009年の有害指定数

	図書等	映画	DVD等	ゲーム
2006	1,859(2,741)	380(1,194)	134(135)	2
2007	1,569(2,184)	310(853)	74(74)	30
2008	1,963(2,515)	556(1,534)	74(74)	3
2009	1,594(2,180)	399(1,440)	41(41)	0

5. まとめ

有害図書に関する情報を網羅した有害図書データベースの構築に向けて、有害図書規制情報の公開状況を調査した。また、2006年1月から、2009年12月までの有害図書データを収録したデータベースを試作した。有害図書についての情報源は、各県に散在して保存されている公報であり、一覧がなく透明性が低い。今後はより過去に遡ったデータ入手およびそれらの収録作業を行い、有害図書データを全て網羅したデータベースを作成・公開する。そして多くの研究者の利便性を高め、1章で述べたようなさまざまな調査を行うことをめざす。

注・引用文献

- [1] Baron, L. and Straus, M. (1984) "Sexual Stratification, Pornography, and Rape in the United States," *Pornography and Sexual Aggression*. eds. Neil Malamuth and Edward Donnerstein, New York, Academic Press, p.185-209.
- [2] ナディーン・ストロッセン, 岸田美貴(2007)『ポルノグラフィ防衛論：アメリカのセクハラ攻撃・

ポルノ規制の危険性』ポット出版, 464p.

- [3] 例えば、大阪府では「書籍等であって、全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写するページの数、総ページ数の10分の1以上又は合わせて10ページ以上を占めるもの」を全て規制の対象としている。
- [4] 安光 裕子(2001)「有害図書と青少年健全保護育成条例」『図書館学』 no. 78, p. 1-8.
- [5] 橋本健午(2002)『有害図書と青少年問題』明石書店, 475p.

[6] 安光裕子(2002)「有害図書規制の現状と課題」『図書館学』 no.80, p.20-27.

[7] 安光裕子(2006)「図書館における有害指定図書の取扱いの実態に関する一考察」『図書館学』 no.89, p. 1-10.

[8] 例えば、青少年育成国民会議(2007)『都道府県条例による有害指定一覧表 平成18年7月～平成18年12月』, p.35. 12行目・13行目で、「話王 12月号」が2つある。

表2：各都道府県による有害図書リストの公開状況

都道府県	Web	提供	都道府県	Web	提供
北海道	×	×	滋賀県	○H19-	×
青森県	×	○H13-	京都府	○H20-	○H15-
岩手県	○H19-	×	大阪府	○H18-	×
宮城県	○H20-	○H12-	兵庫県	×	×
秋田県	○H14-	×	奈良県	×	○H14-
山形県	×	○	和歌山県	×	○H18-
福島県	×	×	鳥取県	×	○H12-
茨城県	○H18-	×	島根県	×	×
栃木県	×	○H17-	岡山県	○H22	×
群馬県	×	○H9-	広島県	×	×
埼玉県	×	×	山口県	×	×
千葉県	×	×	徳島県	×	×
東京都	○H18-	◎S39-	香川県	○H18-	○H11-
神奈川県	○H9-	○S30-S50,S63-H8	愛媛県	×	×
山梨県	○H18-	○H18-	高知県	×	×
新潟県	×	×	福岡県	×	×
富山県	×	○H13-	佐賀県	○H21-	×
石川県	×	×	長崎県	○H20-	○H15-
福井県	×	×	熊本県	×	×
岐阜県	○H18-	○H18-	大分県	×	×
静岡県	○H19-	×	宮崎県	×	○H18-
愛知県	×	○H19-	鹿児島県	×	○H3-
三重県	×	×	沖縄県	×	×

Web ページで公開している場合は「Web」に公開されている有害図書リストの年号を記載し、さらに、筆者らの問い合わせに応じ2010年9月3日までに提供された場合は「提供」に同様の年号を記載している。